

(表)

自賠責の有効期限は過ぎていませんか？



もし、自賠責保険・共済に加入せずに運行した場合は…

1年以下の懲役または50万円以下の罰金(自動車損害賠償保障法)および違反点数6点となり、免許停止(道路交通法)などの処罰の対象となります。もし、人身事故を起こした場合は多額の損害賠償金を全額、自分で支払わねばなりません。

交通事故の被害者に対するさまざまな救済対策

国土交通省では、自動車事故による被害者に対して、各種団体や病院などと提携し、さまざまな救済対策を行っています。

**自動車事故の相談・示談あっせん・電話相談など(無料)**  
 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター  
 〒100-0013 東京都千代田区有明1-1-3 井上ビル14階(本館)ほか全国一円  
 日弁連交通事故相談センター (http://www.hacc.or.jp)  
 弁護士による無料の電話相談 電話 0570-078325 (通話料有料) 伊 電話からは 03-3581-1770

**自賠責の支払いに関して紛争が生じた場合など**  
 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構  
 http://www.jibai-adr.or.jp  
 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-4 職名館本館ビル11階  
 〒541-0051 大阪府大阪市中央区新町1-2-15 モリスコムビル2階  
 電話 0120-159-700

**交通事故被害者向けのパンフレット**  
 交通事故被害者に必要な自賠責保険制度、各種支援制度及び支援相談機関等の情報を積極的に紹介するパンフレットを作成しております。

**国土交通省 交通事故にあったときには** で検索  
 (http://www.mlit.go.jp/josha/jidosha/jk.html)

**交通事故に関する相談先の紹介、介助料の支給、短期入院費用の助成、看護費の還付、交通通院などに対する育成資金の無利子貸付など**  
 独立行政法人 自動車事故対策機構 http://www.nasva.go.jp  
 〒130-0013 東京都墨田区錦糸3-2-1 アルカースト19階  
 NASVA 交通事故被害者ホットライン  
 電話 0570-000738  
 伊 電話・FAX 03-5909-2961

**交通通院などに対する育成給付金、生活資金、入学支援金の支給など**  
 公益財団法人 交通通院育成基金 http://kotstru.jp  
 〒102-0083 東京都千代田区有明4-5 海軍センタービル7階  
 電話 0120-16-3611

**無保険(共済)車・無車検車を  
見つけたら…**  
**無車検車・無保険(共済)車  
通報窓口**  
 http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\_tk5\_000012.html

交通事故からあなたの未来を守る  
**自賠責保険・自賠責共済  
のご案内**

**自賠責の期限切れに  
気を付けて!**

**自賠責保険(共済)なしでの運行は法令違反です!**

国土交通省 日本損害保険協会 一般財団法人 自賠責保険共済機構  
 一般財団法人 日本損害保険協会 一般財団法人 自賠責保険共済機構  
 JAAR 全労済 守屋義典 長文雄  
**自賠責保険・自賠責共済**

(裏)

ご存じですか、自賠責のこと——。「自賠責」への加入は、クルマやバイクを持つ、すべての人の義務です。

**● 自賠責制度とは…**  
 自賠責保険・共済は、「交通事故被害者を救済する基本的な対人賠償の確保」と、万一あなたが「交通事故の加害者になってしまった場合の経済的負担を軽減」する制度です。  
 クルマやバイク(原動機付自転車を含む)1台ごとに、加入が義務づけられています。

**● もし自賠責保険・共済に加入していなかったら…**  
 ①多額の賠償金を全額自己負担することになります。  
 ◆死亡事故による自賠責保険金支払額平均2400万円  
 ②加害者が支払えない場合は、被害者救済のため国が一時的に立替払いしますが、全額加害者よりお返し頂きます。  
 ◆国の立替払いは、右記自賠責限度額の範囲内となります。

**○ 保険料・共済掛金(各社一律同額)**  
 居住地以外の地域(沖縄県を除く)に適用する保険料・共済掛金(単位:円)

	60万円	48万円	36万円	24万円	12万円
自動車用自動車			39,120	27,840	16,350
軽自動車(検査対象車)			36,920	26,370	15,600
小型二輪自動車(250cc以下)			18,020	13,640	9,180
軽二輪自動車(126~250cc)	28,050	23,560	18,970	14,290	9,510
原動機付自転車(125cc以下)	17,330	14,890	12,410	9,870	7,280

(平成26年10月現在)

**● 交通事故の被害者数は…**  
 (単位: 件/交通事故)  
 交通事故は年間57万件近く発生し、死者数も71万人を超えています。  
 あなたが事故にあう前に、大切な「自賠責」のこと、知っておいてください。

○交通事故の発生状況(平成26年)は、  
 ・発生件数: 57万3,842件  
 ・負傷者数: 71万1,374人  
 ・死者数: 4,113人  
 にも上ります。

車やバイクに乗ることを決めたなら、ちゃんと自賠責に加入してね!

**● 自賠責の限度額は…**  
 交通事故の損害の状況に応じて、被害者1人ごとに保険金・共済金が支払われます(支払限度額が決められています)。  
 交通事故の被害者は、加害者が自賠責保険・共済に加入している損害保険会社・共済協同組合に対して、直接、損害賠償額を請求することができます。

**○ 損害の範囲・支払限度額表**

	損害の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)
賠償による損害	治癒調剤費、文書料、休業損害、慰謝料	賠償120万円
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	●補修料、精神・肉体的苦痛に類しい損害を包括して自賠責が対象となる場合 賠償限度額: 最高4,000万円 臨時介護のとき: 最高3,000万円 ●後遺障害の程度により 第1級: 最高3,000万円 第14級: 最高75万円
死亡による損害	葬儀費、喪生活費、慰謝料(故人及び遺族)	賠償3,000万円
死亡に至るまでの費用による損害	療養による医療の増大等	賠償120万円

**● 自賠責の契約から支払いまでの流れは…**  
 保険金・共済金は、損害保険会社や共済協同組合から支払われます。国土交通省はその支払いが公正かつ迅速に行われるよう基準を定め、監督しています。

**○ 自賠責保険・共済の契約から  
保険金・共済金の支払いまでの流れ**

**● 自賠責の有効期限チェック法は…**

**有効期限が切れていないかチェックしましょう。**

積算額250cc以下のバイク(排付をきむ)はナンバープレートのステッカーの有効期限をチェック。(ステッカーの色は、有効期限ごとに異なります)

自動車及び積算額250ccを超えるバイクは車検ステッカーの有効期限をチェック。

**● ステッカーの貼替え忘れにご注意!!**

	自動車ステッカー	車検ステッカー
ステッカーを貼らずに運行した場合	30万円以下の罰金	50万円以下の罰金
有効期限切れステッカーを表示した場合	20万円以下の罰金	30万円以下の罰金
根拠法令	自動車運転免許法第12条第2項	自動車検査票法第12条第2項

**● 自賠責は強制加入です! でも簡単に入れます**  
 各損害保険会社・共済協同組合をはじめ、クルマ・バイクの販売店などの代理店でも、簡単な手続きで加入できます! 250cc以下のバイクなら、一部のコンビニや郵便局、インターネットでも、簡単に手続きで加入できます。

詳しくは…  
<http://www.jibai.jp>  
 (携帯からも見られます)

**● 自転車保険について**  
 自転車は自賠責保険・共済に加入できません。自転車による事故も補償対象とする保険・共済には個人賠償責任保険・共済などがあります。ご加入希望の方は、各損害保険会社または共済協同組合へお問い合わせください。